別紙12 利用料金等の考え方

1 考え方

料金別の収入の帰属、納入者、料金等の決定方法については以下のとおり。

| 4毛米石 | 収入の | 金サス士 | 料金等の決定方法 | | |
|-------------------|-----|------|----------|---------|--|
| 種類 | 帰属 | 納入者 | 提案者 | 考え方 | |
| 施設利用料金(専用利用·個人利用) | 事業者 | 利用者 | 事業者 | 下記2のとおり | |
| 多目的広場利用料金 | 事業者 | 利用者 | 事業者 | 下記3のとおり | |
| その他諸室・設備利用料金 | 事業者 | 利用者 | 事業者 | 下記4のとおり | |
| 駐車場利用料金 | 事業者 | 利用者 | 県 | 下記5のとおり | |
| 教育研究機関等と連携した最新のスポ | 事業者 | 利用者 | 事業者 | 下記6のとおり | |
| ーツ科学の情報発信・実践的指導の提 | | | | | |
| 供業務の受講料 | | | | | |
| スポーツ教室事業運営業務の教室受講 | 事業者 | 利用者 | 事業者 | 下記6のとおり | |
| 料 | | | | | |
| スポーツ用品の販売・貸出業務 | 事業者 | 利用者 | 事業者 | 業務要求水準書 | |
| 利便施設運営業務による料金 | 事業者 | 利用者 | 事業者 | を参照 | |
| 自由提案事業に係る料金 | 事業者 | 利用者 | 事業者 | | |
| 利便施設運営業務及び自由提案事業に | 県 | 事業者 | 事業者 | | |
| 係る行政財産の貸付料・使用料 | | | | | |

2 施設利用料金 (専用利用・個人利用)

施設利用料金については、既存の県有施設の状況や自らが提供するサービスの水準等を勘案し、以下の表に示す額を上限額として、利用料金を提案すること。

また、料金は10円単位とすること。

(1) 専用利用

アマチュアスポーツに利用する場合の上限額 (入場料徴収なし)

| 諸室名 | 上限額(税込) 1時間当たり |
|------------------|-------------------|
| メインアリーナ | 6, 720円 |
| サブアリーナ | 1, 500円 |
| 武道場(柔剣道場 2/4 面分) | 1, 010円 |
| 弓道場(近的) | 1, 010円 |
| 弓道場(遠的) | 1, 010円 |
| 会議室 | 6.9円/m² |
| 多目的室 | 4.7円/m² |

- ア 土日祝日の利用料金の設定は、上記上限額の 1.2 倍以内とすること。 (会議室を除く)
- イ 児童生徒が利用または、児童生徒を対象とした学校行事等で利用する場合は、上記 上限額の5割相当額とすること。
- ウ 利用目的や入場料徴収の有無による上記上限額に対する考え方は、以下のとおり。

| 利用目的 | 入場料徴収 | 利用料金の設定 |
|-------------|-------|----------------|
| アマチュアスポーツ | 無 | 上記利用料金 |
| | 有 | 上記利用料金の4倍以内 |
| | 無 | 上記利用料金の4倍以内 |
| アマチュアスポーツ以外 | *** | (会議室を除く) |
| | 有 | 上記利用料金の 18 倍以内 |
| | 1 | (会議室は4倍以内) |

- ※ メインアリーナ及びサブアリーナの上記上限額は全面利用を想定したものであるが、メインアリーナについては、3/4、1/2、1/4面利用時の料金、サブアリーナについては、1/2面利用時の料金の提案も行うこと。その場合、1面毎の上限額は、上記上限額を当該面数で割った金額を超えないようにすること。
- ※ 複数時間単位や利用時間帯による料金設定を行う提案も可とする。(例:2時間 当たり,9:00~13:00・13:00~17:00・17:00~21:00等)その場合,1日(12時間) 利用した場合の額が,上記上限額で利用した場合の額を超えないようにすること。
- ※ 会議室について、「スポーツ関係者の交流・ネットワーク拠点運営業務」で設置 するミーティングルームを、競技団体などスポーツ関係者が利用する際は、無料で 貸し出すこと。それ以外の利用者は、上記上限額を踏まえた、料金設定を行うこと。
- ※ 開館時間外やイベント等の設営・準備日として施設を利用する場合の料金設定 を行う提案も可とする。その場合、上記上限額を参考とし、利用者が利用しやすい 料金を提案すること。

(2) 個人利用

| 諸室名 | 利用競技 | 上限額(税込) 1時間当たり | |
|--------|----------------------|-------------------|------|
| | バスケットボール | ハーフコート | 380円 |
| サブアリーナ | バドミントン・ ソフトバレーボール | 1コート | 130円 |
| | 卓球 | 1台 | 80円 |

| 諸室名 | 上限額(税込) 1人当たり |
|---------|------------------|
| 武道場 | |
| 弓道場 | 250円/回 |
| 多目的室 | |
| トレーニング室 | 400円/回 |

- ※ サブアリーナについて、「利用競技等」に記載していない競技(体操、ダンス、パラスポーツ等)についても、上記上限額を参考に、利用者のニーズに対応した料金設定を行うこと。
- ※ サブアリーナの利用時間については、利用者のニーズを考慮して、2時間以上の料金を設定した提案も可能とする(例:2時間,4時間等)。なお、その際の料金についても、上記上限額を参照すること。
- ※ 児童生徒が利用する場合は、上記上限額の5割相当額とすること。
- ※ 未就学児童については、無料とすること。
- ※ 障がい者及び高齢者が利用する場合は、上記利用料金の5割相当額とすること。
- ※ 障がい者の介護者が、障がい者が利用するときの介護のために利用する場合は、 無料とすること。
- ※ 上記は、一人1回の利用料金を設定するに当たり、上限を定めるものであり、回数券や定期券の発行を行うなど、利用者のニーズに応じた対応を行うこと。

3 多目的広場における専用利用

| 利用形態の区分 | 上限額 (税込) | |
|-----------------------------|----------|--|
| 利用が態の色分 | 1日当たり | |
| イベント等 | 22 円/m² | |
| スポーツ・コンベンションセンター及びウォーターフロント | 11 円/㎡ | |
| パーク等の利用に関連を有する臨時駐車場 | 11 円/ m | |
| スポーツ・コンベンションセンター及びウォーターフロント | 17 円/m² | |
| パーク等の利用に関連を有しない臨時駐車場 | 11/7/111 | |

※ 専用利用する面積に応じて利用できるようにすること。

4 その他諸室・設備利用料金

上記で定める諸室等以外のVIPラウンジ、VVIPラウンジ等の利用料金や付帯設備の利用料金については、事業者提案とする。

なお,既存の県有施設の状況や自らが提供するサービスの水準等を勘案し,利用者が利用しやすい料金を提案すること。

※ キッズルームの利用は無料とすること。

5 駐車場利用料金

駐車場利用料金については、鹿児島港本港区エリア内にある県営第2駐車場及び第3 駐車場の料金体系(普通(軽)自動車料金)と同一とすること。

〈県営第2駐車場及び第3駐車場の料金

| 時間 | 料金 | 単価 | 時間 | 料金 | 単価 |
|----|-------|-----|----|-------|----|
| 1 | 0 | 無料 | 13 | 1,650 | 50 |
| 2 | 200 | 200 | 14 | 1,700 | |
| 3 | 400 | | 15 | 1,750 | |
| 4 | 600 | | 16 | 1,800 | |
| 5 | 800 | | 17 | 1,850 | |
| 6 | 1,000 | | 18 | 1,900 | |
| 7 | 1,100 | 100 | 19 | 1,950 | |
| 8 | 1,200 | | 20 | 2,000 | |
| 9 | 1,300 | | 21 | 2,050 | |
| 10 | 1,400 | | 22 | 2,100 | |
| 11 | 1,500 | | 23 | 2,150 | |
| 12 | 1,600 | | 24 | 2,200 | |

^{※ 24} 時間以降は、1 時間ごとに 50 円加算する。

6 大学をはじめとする周辺機関との連携業務及びスポーツ教室事業運営業務の教室受講 料の受講料の考え方について

当該受講料(自由提案事業を除く)は、次のとおり設定すること。

個人利用料金相当額+必要経費(講師謝礼,印刷消耗品費,保険料等)

7 利用料金の減免・減額の考え方

専用利用に対する減免・減額の考え方は以下のとおり。

| 区分 | 減免率 |
|------------------------------------|---------------|
| 鹿児島県が主催するスポーツ関係行事に利用するとき。 | 全額 |
| 鹿児島県小学校体育連盟、鹿児島県中学校体育連盟又は鹿児島県高等学 | △安百 |
| 校体育連盟が主催する各種大会に利用するとき。 | 全額 |
| 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会(以下「協会」という。)が主催して, | △第 |
| 又は鹿児島県の委託若しくは補助を受けて行う事業に利用するとき。 | 全額 |
| 協会が国民スポーツ大会に向けて強化する目的で指定した選手,学校,職 | △ 45 5 |
| 場又はスポーツクラブが練習に利用するとき。 | 全額 |
| 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受 | |
| けている者、療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者 | |
| 福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交 | 全額 |
| 付を受けている者(以下「障がい者」と総称する。)の介護者が、障がい者 | |
| の団体がスポーツ活動として利用するときの介護のために利用するとき。 | |
| 県内に設置されている小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別 | |
| 支援学校の児童又は生徒及びその引率者が、学校行事として体育的行事に | 5割相当 |
| 利用するとき。 | |
| 障がい者の団体が、スポーツ活動として利用するとき。 | 5割相当 |
| 英国自国ン外団の押事がとフトカルとして | 全額又は |
| 鹿児島県が特別の理由があると認めたとき。 | 5割相当 |